

セットトップボックス等レンタルに関する利用規約

株式会社NTTぷらら（以下「当社」といいます。）は、セットトップボックス等（以下、「STB」といいます。）レンタルに関する利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、セットトップボックス等レンタルサービスに関する契約（以下「利用契約」といいます。）を締結した契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、STB等レンタルサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

（用語の定義）

第1条 本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ひかりTVプラットフォーム	主としてブロードバンド回線向け映像配信サービスの用に供することを目的として当社が構築する電気通信回線設備及び付随する設備一式
ひかりTVプラットフォームサービス	ひかりTVを使用して提供される電気通信サービスであって、ひかりTVチャンネルサービス及びひかりTVビデオサービスを利用するために必要となるもの
ひかりTVサービス	ひかりTVを使用して提供されるサービスの総称
ひかりTVチャンネルサービス	ひかりTVサービスの契約者が利用可能な映像配信サービスであって、当社が別に定める一般放送事業者が提供する一般放送サービス
ひかりTVビデオサービス	ひかりTVサービスの契約者が利用可能な映像配信サービスであって、ひかりTVチャンネルサービス以外のもの
物件	ひかりTVサービスを利用する際にテレビに接続する機器であるセットトップボックス（STB）等で当社よりレンタルするものを指す
契約者	ひかりTVサービス契約者で本規約に同意し、当社と利用契約を締結した者

（規約の変更）

第2条 当社は契約者の同意を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

2. 当社は、本規約を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

（契約の単位）

第3条 本サービスは、ひかりTVサービス契約者が当社の提供するSTBをレンタルする場合のみを対象として締結します。

2. 当社は、ひかりTVサービス契約ごとに利用契約を締結します。

(契約申込)

第4条 本サービスは、当社所定の方法により申し込むものとします。

2. 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供が技術的に困難だと思われるとき

(2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき

(3) 契約申込者が第1項の本サービス申込において虚偽の事実を記載したとき

(4) 契約申込者が、過去本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約等の規定に違反したことがあるとき

3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は契約申込者に対しその旨を通知します。

(契約の成立)

第5条 利用契約は、当社が本サービスの申込を承諾することにより成立するものとします。

(申込内容の変更)

第6条 契約者は、前条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

(物件)

第7条 当社は利用契約ごとに物件を1セット貸し出します。

(物件の納入および引渡し等)

第8条 当社は、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下、「当社指定業者」といいます。）によって契約者の指定する場所に送付するものとします。

2. 契約者が物件を受領したことにより引渡しが完了されたものとします。

(本物件の設置および撤去)

第9条 物件の設置、移設、撤去については契約者の費用により、契約者または当社が行います。

(保証)

第10条 当社は、引渡し時において物件を本サービス利用の目的に従い利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

2. 契約者が物件の引渡しを受けた日から7日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、

物件は正常に機能するものとみなします。

(物件の保管・利用等)

第11条 契約者は、当社の指示および取り扱い説明書、本規約の各条項に従い、物件を取り扱っていただきます。

2. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって物件を利用管理するものとし、物件の譲渡・転貸・改造・申込場所以外への移動を行わないものとします。また、本サービスの利用以外の目的に物件を利用してはならないものとします。

3. 物件の使用に必要な電源および電気等に係る費用は、契約者の負担とします。

(修理・交換)

第12条 契約者は、物件に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 契約者は、当該通知後、当社の指示に従い、故障、毀損の生じた物件（以下、「故障品」といいます。）を当社が指定する場所に送付するものとします。当社は、故障品の切り分け試験等を行い、物件の故障、毀損等が確認された場合、正常な物件（以下、「代品」といいます。）を提供します。契約者は、代品を受領後速やかに契約者の費用と責任により代品の設置及び設定を行います。

3. 前項において提供する代品は、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する機器とします。

4. 当社は、契約者が物件を本サービスの利用の目的に従い使用していたにも関わらず、契約者の責によらない故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担で故障品の修理もしくは代品との交換を行います。

5. 契約者の責による物件の故障、毀損が生じた場合、その修理または交換の費用については、契約者の負担とします。

(禁止行為)

第13条 契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 物件を当社の承諾なく移設すること

(2) 物件を日本国外に持ち出すこと

(3) 物件を譲渡または担保に供すること

(4) 物件を転貸または担保に供すること

(5) 物件を分解、解析、改造、改変などして、引渡し時の原状を変更すること

(6) 物件に添付されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他プログラムに関する著作権等を侵害する行為

(本サービス契約の解約、終了)

第14条 契約者は、利用契約を解約する場合は、速やかに当社指定の方法により、当社に通知し、

当社が解約について承諾することにより、利用契約は終了するものとします。

2. 契約者がひかりTVサービス契約者たる地位を喪失した場合は、利用契約は終了するものとします。

(契約違反等による解除)

第15条 契約者に次の事由が生じたときは、当社は、何らの催告無しに、利用契約を解除することができ、またその場合、当社は利用契約の有無に関わらず、契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 契約者から、ひかりTVサービスを解約・解除した旨の届出があったとき、または当社がその事実を知ったとき
- (2) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき
- (3) 本サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (4) その他資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき

(物件の返還等)

第16条 契約者は、利用契約が終了した場合または物件の変更による引渡しがあった場合、物件を契約者の費用により原状に復したうえで、当社の指示に従い、30日以内に当社が別に定める返却場所に返還するものとします。なお、この場合、当社は物件について、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

2. 前項に基づく物件の返還については、当社が別に定める場合を除き、当社の費用と負担で行うものとします。また、当社は、契約者が物件の返還の際、同梱した私物品等を、当社の方針に則り、処分できるものとします。

3. 第1項で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、当社は契約者に対して、その物件の販売価格と同等の違約金を請求することができるものとします。

(物件の滅失、紛失、盗難等)

第17条 物件の滅失、紛失、盗難した場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、契約者は、その物件の販売価格と同等の金額を当社に支払うものとします。

(物件の変更)

第18条 本契約で利用する物件は、契約者の希望に基づき、別途定める手数料を支払うことで変更できるものとします。

(責任の範囲)

第19条 当社は、本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない）を負

うことがあっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

2. 当社は、物件の保守点検、修理等にあって、物件が接続される契約者の通信機器その他契約者の設備、物件等に損害を与えた場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他の天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による物件の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責任を負わないものとします。
4. 契約者による物件の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、当社は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

(権利義務の譲渡等)

第20条 契約者は、本サービスの契約上の権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

(料金等)

第21条 本サービスに係る料金は、ひかりTVサービスの月額利用料金には含まれておりません。

2. 本サービスに係る料金および課金方式は、当社が別途定めるとおりとします。別紙に規定する本サービスに係る料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として契約者に支払っていただきます。

(個人情報の保護)

第22条 当社は、契約者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいい、「個人情報の保護に関する法律」第2条にて定義されているとおりとします。以下「個人情報」といいます。）の保護に配慮するものとします。本条に定める他、当社の個人情報の取扱については、当社のホームページに掲載されるプライバシー・ポリシーに記載するとおりとします。

2. 当社は次の各号の場合には、個人情報を、一切の責任を負うことなく、第三者に開示できるものとします。
 - (1) 契約者が、契約者情報について開示することについて同意している場合
 - (2) 当社が、法令または権限ある官公庁により契約者の情報開示を求められた場合
 - (3) 本サービスの円滑な提供およびサービスの向上等に資する目的で、個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた第三者に開示する場合
 - (4) 当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報（契約者の個人が特定できない情報群）を開示する場合

- (5) 本サービスの技術的または経済的機能向上のため必要な場合
- (6) 当社または当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する情報（広告・宣伝を含みます）を送付する場合
- (7) その他、本サービスの運営に必要な場合

（本サービスの終了）

第23条 当社は本サービスを終了することがあります。

2. 本サービスの終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

（業務委託）

第24条 当社は、本サービスの業務の全部または一部を当社の責任において第三者に委託することができます。

（準拠法・管轄）

第25条 本規約は日本国法によって解釈されるものとし、契約者は、本規約から生じる全ての紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることに合意するものとします。

（協議事項）

第26条 本規約に定めのない事項が生じた場合には、双方誠意をもって協議の上解決するものとします。

（別記）料金表

1. 月額利用料金

540円（税込）

2. 変更手数料

4,320円（税込）

（2005年3月7日制定実施）

（2006年3月2日改定実施）

（2007年3月1日改定実施）

（2008年3月1日改定実施）

（2008年5月15日改定実施）

（2008年8月1日改定実施）

（2009年1月1日改定実施）

(2010年6月1日改定実施)

(2011年7月4日改定実施)

(2014年4月1日改定実施)